

貴社の広告を筑紫野市社会福祉協議会のホームページに掲載して 地域貢献してみませんか？

筑紫野市社会福祉協議会では、本会のホームページに貴社の広告を掲示することにより、貴社による地域貢献活動を広く世間に周知するとともに、貴社の広報活動を支援する活動を行っています。この機会にぜひ、貴社の広告を本会のホームページに掲載していただきますようお願いいたします。

バナー広告について

1 広告の内容

- 貴社が筑紫野市社会福祉協議会のホームページに掲載する広告はバナー広告です。(右図 赤斜線部分)
- この広告には、筑紫野市社会福祉協議会が承諾し、貴社が指定した1つのホームページにのみリンクすることができます。

2 広告料

- 広告掲示にあたっては、筑紫野市社会福祉協議会「賛助会員」会費として下記の会費をお支払いいただきます。

広告掲示期間	賛助会費（1口2,000円）	会費額
6ヵ月掲示	3口	6,000円
12ヵ月掲示	6口	12,000円

3 広告掲載期間

- 広告掲載期間は6か月と12か月を単位とし「バナー広告許可通知書」により定めた期間とします。
- 契約期間が満了する1か月前までに本会ならびに貴社から異議がないときは、さらに契約期間満了の時から1年間自動的にこの契約を継続するものとし、以後も同様とします。

4 広告申し込み手続き

- 広告を希望される場合は「バナー広告申請書(様式第1号)」を提出していただきます。

5 広告の作成

- 広告は原則として貴社に作成していただきます。
- 貴社が広告を作成もしくは提供できない場合は、筑紫野市社会福祉協議会がバナー広告を作成する事業者を紹介いたします。
- 広告の大きさは、横210px×縦60pxで、ファイル形式はGIFもしくはJPG形式にてお願いします。
- 広告が届いた日から2週間以内に公開します。



6 広告の廃止

- 広告を廃止する場合は、「バナー広告廃止届出書(様式第5号)」を筑紫野市社会福祉協議会に提出していただきます。
- 廃止届出書が提出された場合は、2週間以内に広告を廃止します。

7 その他

- バナー広告の場所については、筑紫野市社会福祉協議会にて決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- ご不明な点などございましたら筑紫野市社会福祉協議会総務課総務担当までお気軽にお問い合わせください。



 **社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会**

【住所】筑紫野市岡田3-11-1 【電話】092-920-8008 【FAX】092-920-8033

【ホームページ】<http://www.chiku-syakyou.or.jp/>